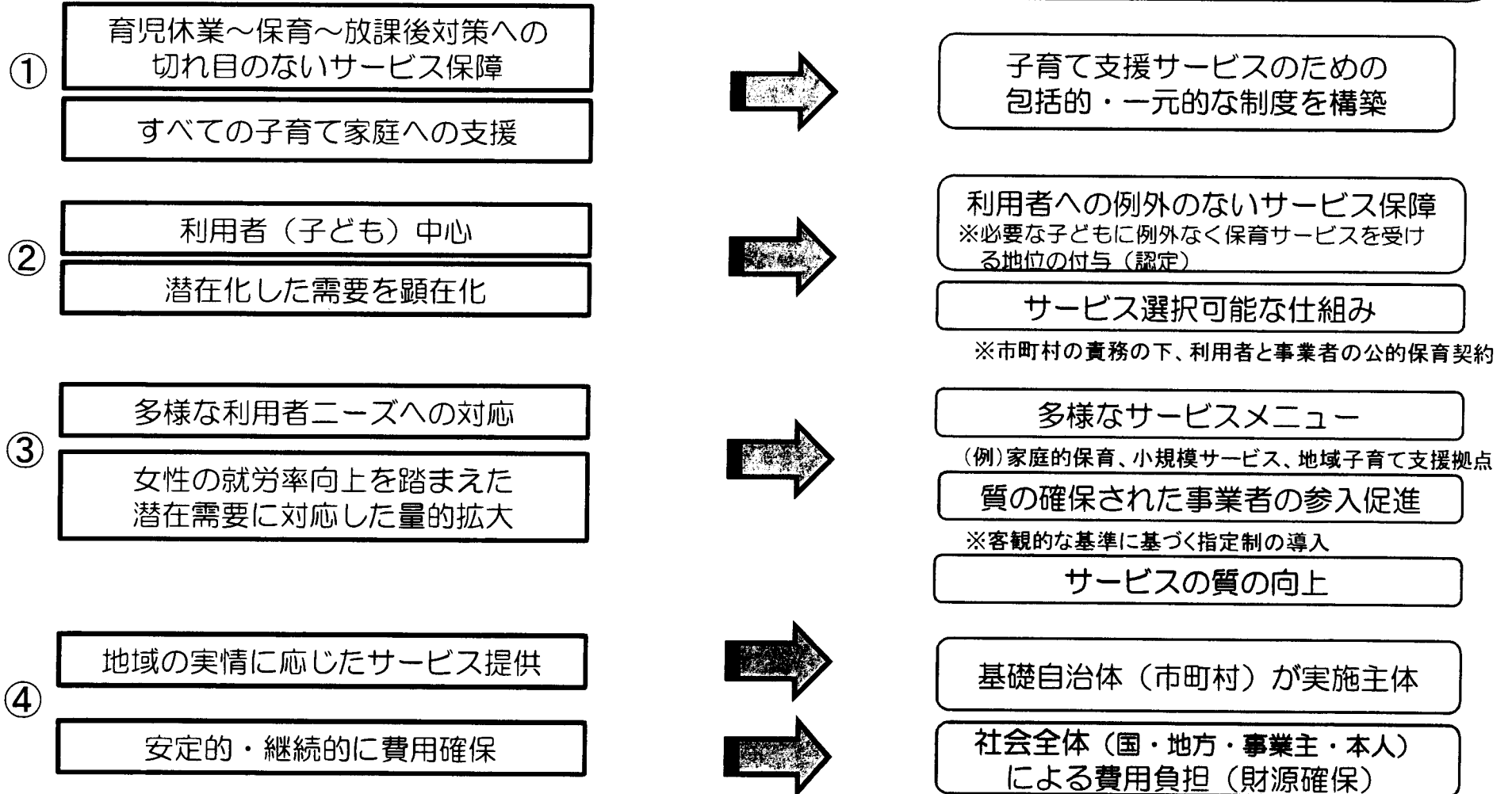


5. 少子化対策について

(1) 少子化対策特別部会の議論の整理について

少子化対策特別部会におけるこれまでの議論のポイント

- 少子化対策としては、すべての子どもの健やかな育ちを基本に置きつつ、保育・放課後児童クラブ・地域の子育て支援をはじめとするサービスの抜本的拡充が必要。
- 少子化対策は、持続可能な我が国の社会を構築するための「未来への投資」であり、社会全体で費用を負担する仕組み（財源確保）が必要であるとともに、ニーズに応じて質の確保されたサービスが増えていくような子育て支援のための包括的・一元的な制度づくりが必要。



ポイント①

育児休業～保育～放課後対策への切れ目のないサービス保障

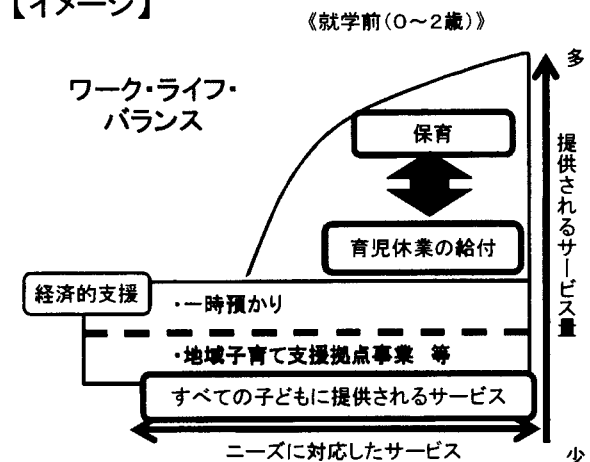
すべての子育て家庭への支援



子育て支援サービスのための
包括的・一元的な制度を構築

- 少子化の背景にある、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解消するため、
 - ① 働き方の改革による仕事と生活の調和の実現
 - ② 様々な子育て支援のためのサービスを一元的に提供する社会的基盤の構築を、少子化対策として一体的に取り組む。
- 様々な子育て支援のためのサービスを一元的に提供する社会的基盤の構築の実現のためには、社会全体で費用を負担する仕組みによる財源確保が必要であるとともに、ニーズに応じて質の確保されたサービスが増えていくような子育て支援サービスのための包括的・一元的な制度の構築が必要。
 - 例) 現状では、様々な考え方・仕組みのもとで給付・財源がバラバラであることから、これら給付・財源を一体的に提供できる仕組みが必要。
- 少子化対策としては、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」を基本として、仕事と子育ての両立を支援する給付を組み合わせる。その際、ライフステージ、働き方に応じ、育児休業～保育サービス～放課後対策への切れ目のないサービス等が保障され、すべての子育て家庭に対し、必要となる子育て支援が提供されることが必要。
 - ・ 保育サービスの質的・量的拡充
 - ・ 放課後児童クラブの質的・量的拡充
 - ・ すべての子育て家庭に対し、必要な子育て支援サービスが提供される仕組み
- 女性の就業率の高まりに対応したスピード感のあるサービスの抜本的拡充とともに、児童人口減少地域における保育機能の維持等の課題にも対応。

【イメージ】



ポイント②(保育サービス)

利用者(子ども)中心

潜在化した需要を顕在化



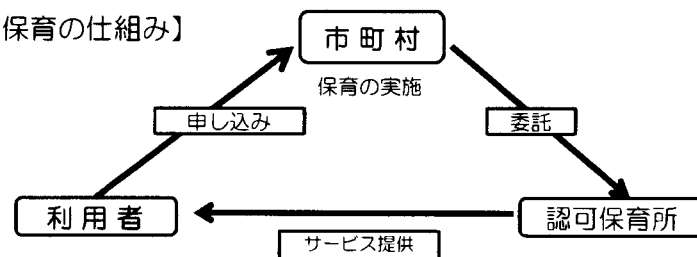
利用者への例外のないサービス保障
※必要な子どもに例外なく保育サービスを受ける
地位の付与(認定)

サービス選択可能な仕組み

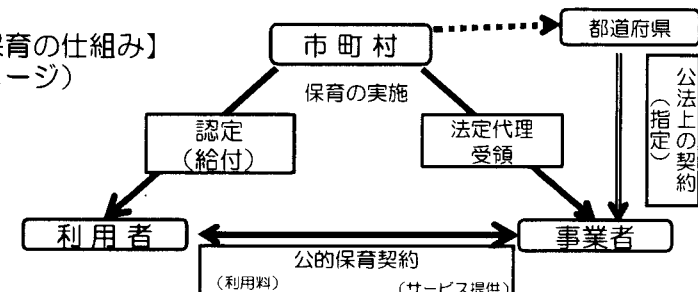
※市町村の責務の下、利用者と事業者の公的保育契約

- 市町村の実施責務を法制度上明示
 - ・ ①例外ない公的保育サービスの保障責務、②質の確保された公的保育サービスの提供責務、③適切なサービスが確実に受けられるようにする利用支援責務、④保育サービス費用の支払義務
- 例外のない保育サービス保障(潜在需要を顕在化)
 - ・ 保護者の就労形態を問わず、「保育が必要な」子どもに例外なく保育サービスを受ける地位を付与(「保育に欠ける」という仕組みの見直し)。
 - ・ 利用者が希望する保育サービスの利用開始までの間、市町村は多様なサービスメニューの中から補完利用できるようにすることが必要。
- 市町村が、客観的な基準に基づき、保育の必要性・量を認定
 - ※併せて優先的利用確保についても、市町村が認定する仕組み。
 - ・ 必要量は、3歳未満の子どもには週当たり2～3区分を月単位で設定、3歳以上の子どもには区分なしを基本。
 - ・ 虐待事例などは市町村の斡旋等により適切に受入れ。
- 利用者と保育所が公的保育契約(サービス選択可能な仕組み)
 - ※現行の市町村から保育所に委託する仕組みを見直し、公の財政事情等によってサービス抑制が働かない仕組みへ。
 - ・ 利用者(子ども)中心の視点に立ち、市町村の実施責務の下、利用者と事業者の公的保育契約を締結し、サービスを提供。
 - ・ 市町村において子育て支援全般に係るコーディネート機能や苦情解決の仕組みが必要。
- 利用者に対し利用したサービスを費用保障(給付) + 保育所等による法定代理受領
 - ・ 年齢、地域、規模、時間帯などに応じた単価設定(公定価格による質の保障と安定的事業運営への配慮)。
 - ・ 保育料は保育所等に納付することを基本に、保育料の滞納には市町村が利用者からの保育料の納付に関与する仕組みを検討。

【現行の保育の仕組み】



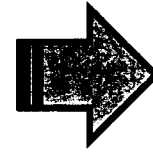
【新たな保育の仕組み】
(イメージ)



ポイント③

多様な利用者ニーズへの対応

女性の就労率向上を踏まえた
潜在需要に対応した量的拡大



多様なサービスメニュー

(例)家庭的保育、小規模サービス、地域子育て支援拠点等

質の確保された事業者の参入促進

※客観的な基準に基づく指定制の導入

サービスの質の向上

〈仕事と子育ての両面を支援するサービス〉

○ 多様な保育サービス類型の導入

- ・ すべての子どもに対する公的保育を保障する観点と、多様な利用者ニーズへの対応の観点から、多様なサービス類型を導入。
例) 家庭的保育、小規模サービス、短時間勤務等、早朝・夜間・休日保育、事業所内保育等

○ 児童人口減少地域における対応

- ・ 児童人口減少地域において、子どもに質の高い保育を保障するため、小規模サービス、多機能型サービス等の検討。

○ 指定制の導入と市町村のサービス提供確保の義務

- ・ 多様な利用者ニーズへ対応し、多様なサービス類型のそれぞれごとに質の確保された事業者の参入促進を図るため、客観的な基準（通常保育については最低基準）に基づく指定制を導入。
- ・ 裁量的な認可により、地方自治体の財政事情等による抑制が働かない仕組みの改革。
- ・ 市町村による計画的なサービス基盤整備と児童人口の減少地域等における供給過多による弊害回避。

○ 質の確保された事業者の参入促進

- ・ 施設整備費については、運営費に相当額（減価償却費相当）の上乗せを検討（当面の集中的整備促進等のための施設整備補助は維持）。
- ・ 認可外保育施設の最低基準到達支援
- ・ 適正なサービスの確保、サービスの休廃止時のルールが必要。
- ・ 質の確保のための指導監督が従来よりも重要な役割を果たすべきであるが、そのための実施体制の確保策を検討。その際、都道府県と市町村の役割の整理等についても考慮。
- ・ 運営費の使途制限は、保育サービスの特質を考慮し、配当なども含め、一定のルールが必要。また、会計処理については、法人種別ごとの会計処理を検討。

○ サービスの質の向上

- ・ 保育所に求められる役割等の高まりに対応した職員配置、保育の質の維持・向上を図るための安定雇用や保育士の処遇改善を可能とする仕組み、研修の制度的保障、ステップアップの仕組み等。
- ・ 指導監査とともに、情報公表・評価等の仕組み。

ポイント③(続き)

○ 病児・病後児保育の量的拡充

- ・ 病児・病後児保育は、ニーズも高く、セーフティネットとして重要な役割。働き方の見直しに取り組みつつ、量的拡充が必要。
- ・ 施設型と非施設型の役割、医師との連携等について検討。

○ 放課後児童クラブの量的・質的拡充

- ・ 質の確保を図りつつ、量的拡充を図ることが重要。小学校の活用とともに、財源保障を強化し、人材確保のための処遇改善が必要。
- ・ 市町村の実施責任、保障の仕組みの強化、質を確保するための緩やかな基準の必要性、人材確保のための処遇改善等を検討。

〈すべての子育て家庭を支援する基本サービス〉

○ 多様なニーズに対応できる一時預かりの受け皿の拡大

- ・ 一時預かりは、乳幼児のいる子育て家庭の多様なニーズに対応する基本サービスとして、保障を充実。
- ・ 今後の需要の拡大が見込まれる中、多様な主体、多様なサービス提供方法を活用した受け皿拡大。

○ 地域子育て拠点事業等地域の子育て支援の充実

- ・ 子育ての孤立感、負担感の解消に資する地域子育て支援拠点、遊びを通じた子どもの育成を基盤とした児童館事業等、地域特性に応じた柔軟な地域の子育て支援の取組を支援する枠組みの検討。

○ 社会的養護を必要とする子ども等、特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する施策の充実。

- ・ 施設に入所している子どもの心のケアや家庭復帰へ向けた支援、年齢に応じた設備などにより子どもの状態や年齢に応じたケアが実施できるよう、施設機能や配置基準などの見直しが必要。
- ・ 施設機能の見直しのみならず、地域で生活する要保護児童への支援の充実や施設と地域資源の連携も必要。

ポイント④

地域の実情に応じたサービス提供

安定的・継続的に費用確保



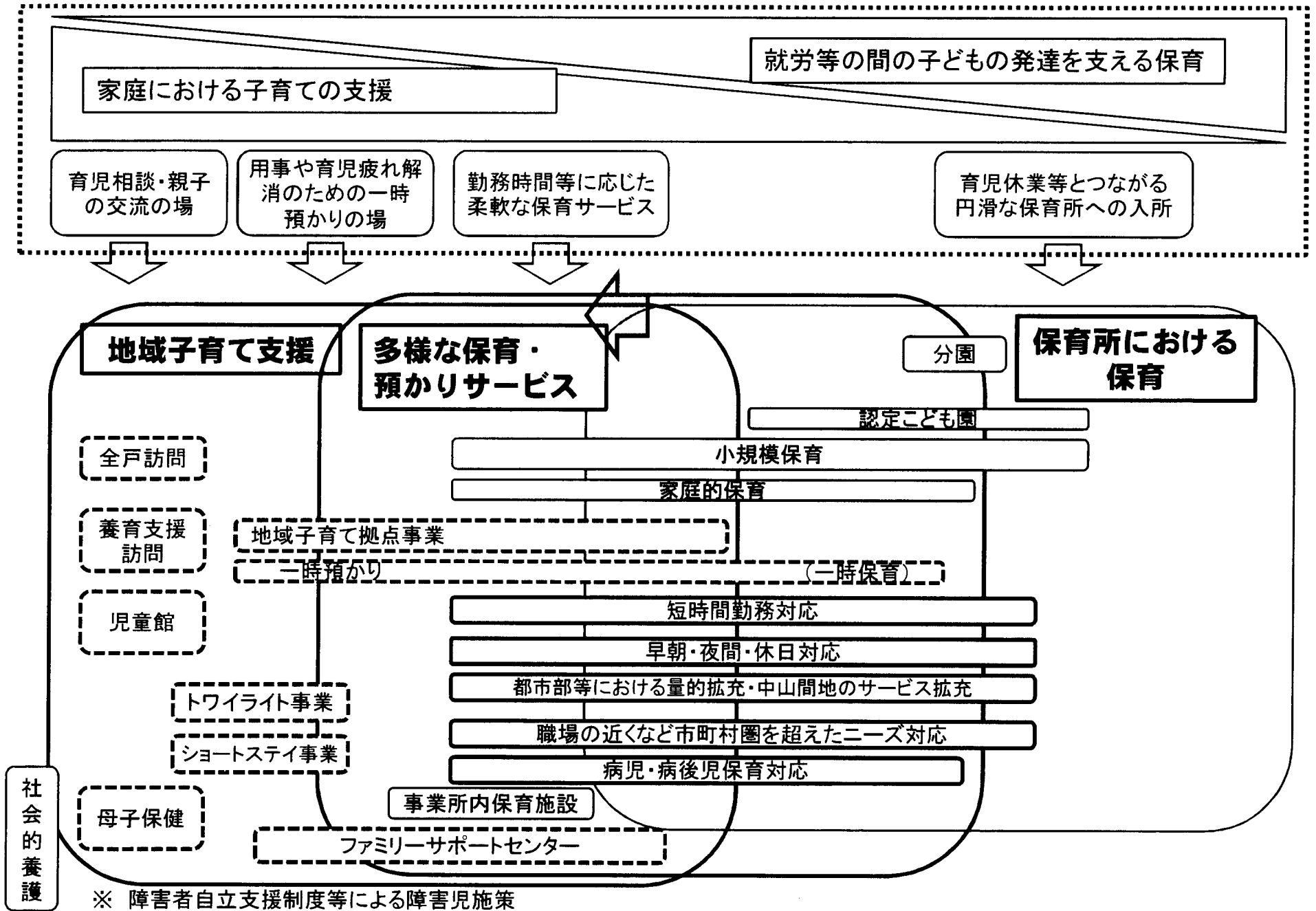
基礎自治体（市町村）が実施主体



社会全体（国・地方・事業主・本人）による費用負担（財源確保）

- 地域の実情に応じたサービス提供を図るため、基礎自治体（市町村）が制度の実施主体。
 - 新たな制度体系の実現には財源確保が不可欠。
 - 現行のサービスの類型によって財源構成も給付も異なる仕組みから、包括的・一元的な制度の構築へ。
 - 社会全体（国・地方・事業主・個人）で重層的に支え合う仕組みが必要であることを前提に、新たな制度体系の全体像を検討する中で、以下の点につき、引き続き議論。
 - ・ 新たな制度体系によって増大する費用を国・地方・事業主・個人で適切に役割分担する仕組み
 - ・ 地方負担については、不適切な地域差が生じないような仕組み
 - ・ 事業主負担については、働き方と関連の深いサービスなど受益と負担の連動、働き方の見直しを促進するような仕組み
 - ・ 社会全体で支え合うことを前提に、誰でも大きな負担感なく一定の負担で利用できるようにした上で、低所得者にも配慮する仕組み 等
- ※ 例えば、フランスでは「全国家族手当金庫」により、子育て支援に係る財源を一元的に管理し、労使・利用者等の関係者が運営に参画し、資金を給付。

多様な子育て支援のニーズに対応したサービス



(参考)

少子化対策特別部会では、昨年2月の第1次報告を受け、保育の仕組みについて、2つの専門委員会を設置しながら、引き続き議論を行ってきました。

これらの議論を踏まえ、12月25日に部会において議論の整理が行われました。

このことに関しては「これまでの議論の整理」として厚生労働省のHP上に資料を公表していますので、下記URLをご参照ください。

《参照:URL》

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/12/s1225-12.html>

(2) 子ども・子育てビジョン(仮称)(子ども・子育て応援プランの見直し)

子ども・子育てビジョン(仮称)

(新少子化社会対策大綱+新子ども・子育て応援プラン)

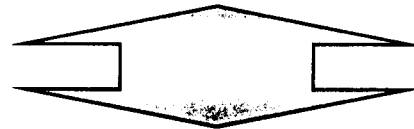
少子化社会対策基本法第7条の規定に基づき、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するため策定された施策の大綱とその実施計画。

※従来は大綱とプランを別々としていたが、今回は一体のものとして策定予定

○大綱及びその具体的な実施計画

○本年(平成22年)1月を目処に今後5年間(平成22年度~26年度)の施策内容と数値目標を策定予定。

※保育や放課後児童クラブ等の子育て支援サービスについて、潜在需要を踏まえた目標値を設定。



次世代育成支援対策推進法(平成17年4月施行)に基づく地域行動計画

都道府県、市町村……地域における子育て支援等について5か年計画を策定

→平成22年度から、新しい5か年計画(後期行動計画)

※事業主……仕事と子育ての両立支援のための雇用環境の整備や働き方の見直し等について2~5か年の計画を策定

子ども・子育てビジョン(仮称)の策定スケジュール

平成20年12月24日 少子化社会対策会議において、大綱見直しの方針について決定。

平成21年 8月末 市町村における保育サービス等の目標事業量の報告。

- 平成21年10月～
- 目標事業量の集計まとめ、新大綱（子ども・子育てビジョン（仮称））への反映。
 - 内閣府に福島少子化担当大臣・泉政務官をメンバーとする「子ども・子育てビジョン（仮称）検討ワーキングチーム」を設置。
泉政務官を主査とする作業グループを設置し、原案作成・関係省庁との調整。

平成22年1月（予定）「子ども・子育てビジョン（仮称）」策定。

【政府全体会議】

少子化社会対策会議(平成15年9月10日～)

会長：内閣総理大臣

委員：内閣官房長官 総務大臣 法務大臣 外務大臣 財務大臣 文部科学大臣
厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣 防衛大臣
国家公安委員会委員長 内閣府特命担当大臣

(3) 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）について

〈21年度〉

児童育成事業費(事業主提出金財源)

放課後児童健全育成事業
家庭的保育事業
病児・病後児保育事業
一時預かり事業
地域子育て支援拠点事業
児童ふれあい交流事業 など

次世代育成支援対策交付金(一般財源)

仕事と子育ての両立を支援するサービス

延長保育

(特定事業)

・乳児家庭全戸訪問事業
・養育支援訪問事業
ファミリー・サポート・センター事業
・子育て短期支援事業

(その他事業)

すべての子育て家庭向けのサービス

388億円

〈22年度予算案〉

児童育成事業費(事業主提出金財源)

放課後児童健全育成事業
家庭的保育事業
病児・病後児保育事業
延長保育事業 など

次世代育成支援対策交付金(一般財源)

すべての子育て家庭向けのサービス

児童ふれあい交流事業

一時預かり事業

地域子育て支援拠点事業

新規事業(子育て支援ネットワーク事業ほか)

(特定事業)

・乳児家庭全戸訪問事業
・養育支援訪問事業
ファミリー・サポート・センター事業
・子育て短期支援事業

(その他事業)

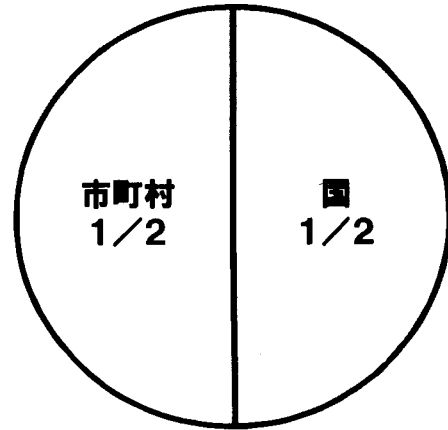
すべての子育て家庭向けのサービス

361億円

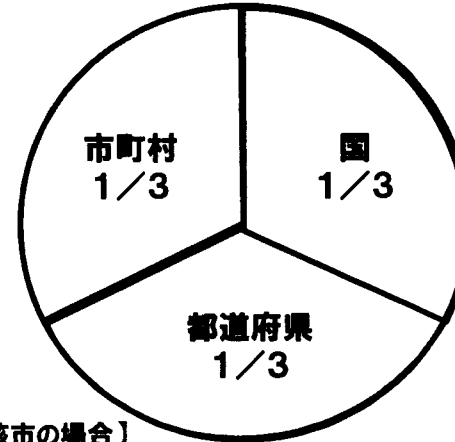
※上記の表は、事業規模をイメージ化したものであり、事業ごとの積算内訳はない。

負担割合の変更について

〈ソフト交付金：一般財源〉



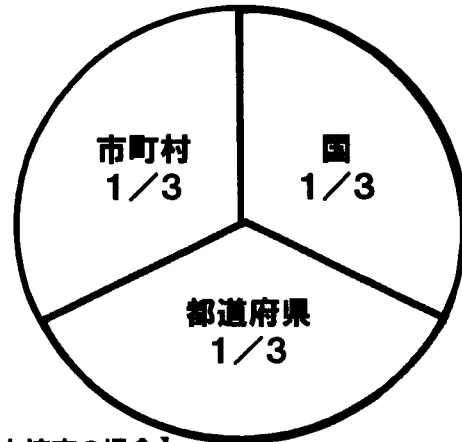
〈児童育成事業費：事業主提出金財源〉



【指定都市、中核市の場合】
国1/3 指定都市・中核市2/3

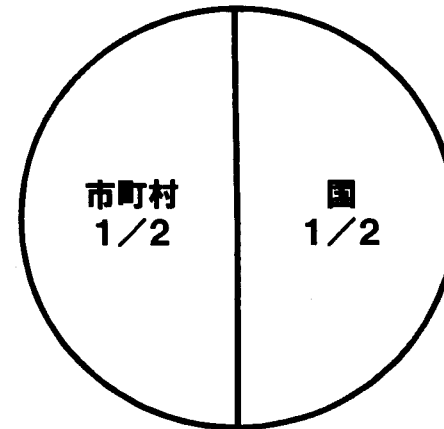
《延長保育》

〈児童育成事業費：事業主提出金財源〉



【指定都市、中核市の場合】
国1/3 指定都市・中核市2/3

〈ソフト交付金：一般財源〉

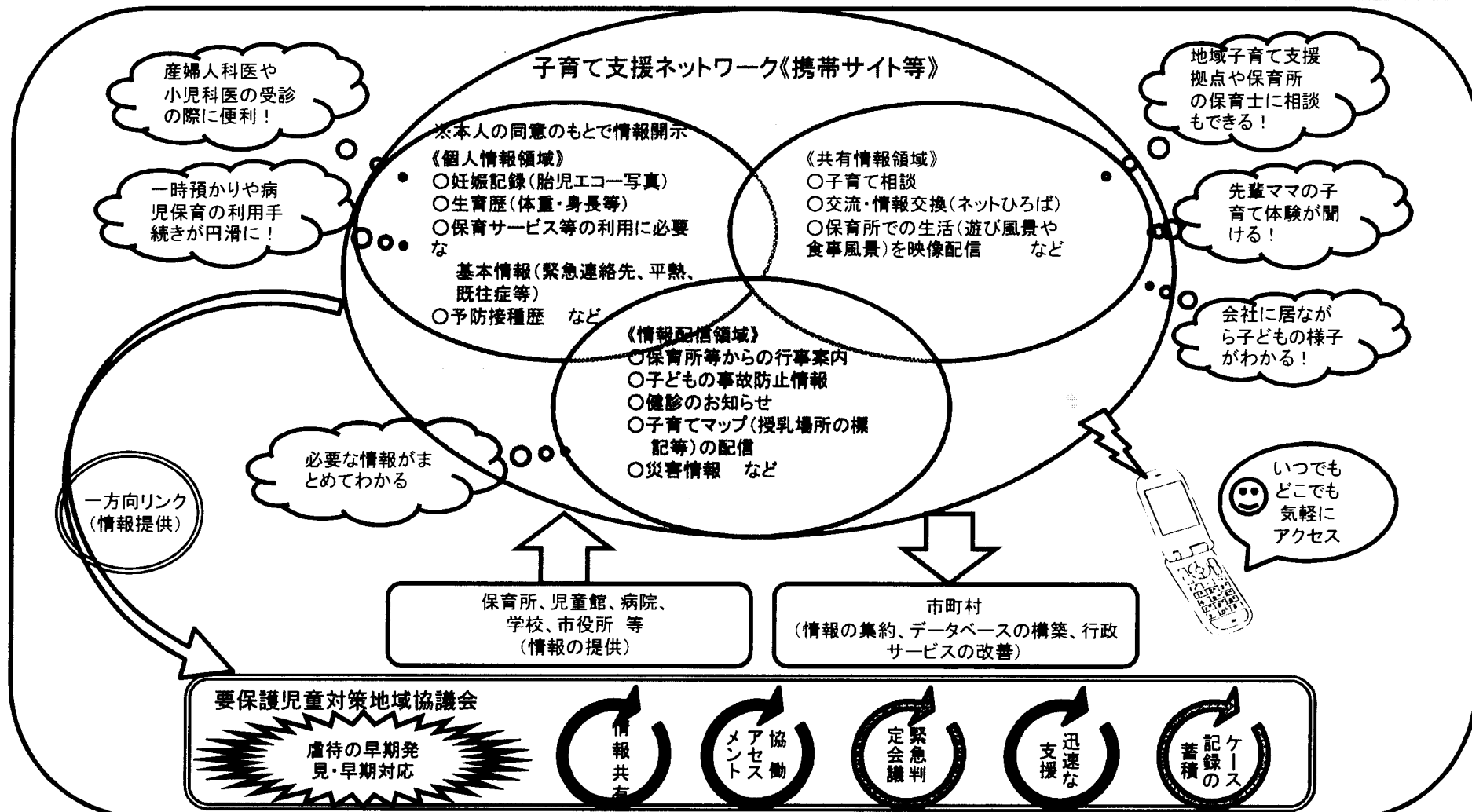


《地域子育て支援拠点、一時預かり、
児童ふれあい交流》

子育て支援ネットワーク事業（新規）イメージ

子育てについての情報不足、相談相手の不在による子育てのしづらさの改善に向けて、地域住民参加型の子育て支援に関する情報ネットワークの基盤構築を図る。

【既存の子育てサービスと相まって、子育て世代に幅広く普及している携帯サイトなどを活用し、子育て支援を展開】



子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の拡充

【課題】

「子どもを守る地域ネットワーク」については、平成21年4月1日現在、97.6%の市町村で設置(虐待防止ネットワークを含む。)されているが、その機能強化を図っていくことが課題となっている。具体的には以下のとおり。

- 調整機関への専門職員(コーディネーター)の配置促進
⇒ 児童福祉司と同様の資格を有する者の配置は、14.2%(平成21年4月・調整機関担当職員の状況)
- ネットワークを活用した適切な援助を行うため、関係機関の更なる連携強化が必要
⇒ 「ネットワーク会議が開催されていない」、「単独の機関や担当者のみで対応している」等が指摘されている

子どもを守る地域ネットワークの機能強化

【既存分】

コーディネーターやネットワーク構成員の専門性強化等

(事業内容)

- ① コーディネーターの専門性向上に向けた児童福祉司任用資格取得のための研修受講
- ② ネットワーク構成員のレベルアップを図るため学識経験者(アドバイザー)による研修会開催
など



(これに加え)

【新規分】

ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組

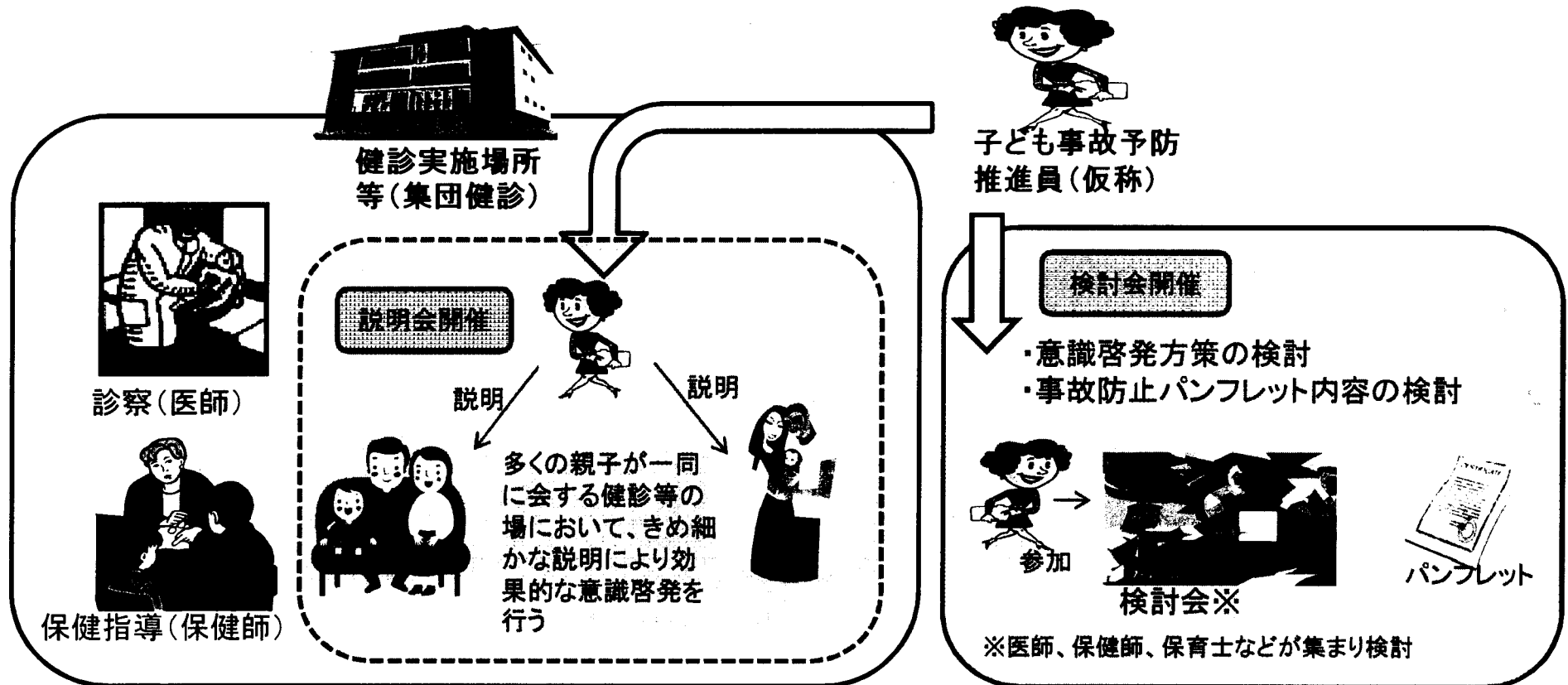
(事業内容)

- ① インターネット会議システム等の導入によるケース検討会議の開催
- ② ケース記録や進行管理台帳等の電子化
など

子どもの事故予防強化事業（新規）イメージ

子ども(特に乳幼児)の事故(お風呂場で溺死する事故、階段等から転落事故など)の大部分については予防可能なことから、保護者等に対する意識啓発を行うことで子どもの事故の予防強化を図る。

事故防止のためのパンフレット等を、両親学級や、1歳6か月児・3歳児健診などの集団健診などの場において、子ども事故予防推進員(仮称)が配布・説明するなど、保護者等に対する意識の啓発をきめ細かく行うとともに、必要に応じ、意識啓発方策やパンフレット内容を検討するため事故予防検討会を開催する。



評価に対する基準点数表（案） その1（一時預かり事業）

保育所型、 地域密着型		地域密着Ⅱ型	
	基準点数		基準点数
25人以上300人未満	2.6Pt(1か所あたり)	25人以上300人未満	2.4Pt(1か所あたり)
300人以上900人未満	7.9Pt(1か所あたり)	300人以上900人未満	7.1Pt(1か所あたり)
900人以上1500人未満	14.2Pt(1か所あたり)	900人以上1500人未満	12.8Pt(1か所あたり)
1500人以上2100人未満	20.5Pt(1か所あたり)	1500人以上2100人未満	18.4Pt(1か所あたり)
2100人以上2700人未満	26.8Pt(1か所あたり)	2100人以上2700人未満	24.1Pt(1か所あたり)
2700人以上3300人未満	33.1Pt(1か所あたり)	2700人以上3300人未満	29.8Pt(1か所あたり)
3300人以上3900人未満	39.4Pt(1か所あたり)	3300人以上3900人未満	35.4Pt(1か所あたり)
3900人以上	45.7Pt(1か所あたり)	3900人以上	41.1Pt(1か所あたり)

※ いずれも年間延べ利用児童数

※ いずれも年間延べ利用児童数

評価に対する基準点数表（案） その2（地域子育て支援拠点）

ひろば型	基準点数
基本分	【3～4日型】 17.8pt(機能拡充型23.9pt) 【5日型】 21.8pt(機能拡充型36.5pt) 【6～7日型】 25.8pt(機能拡充型39.0pt)
加算分(出張ひろば)	6.7pt
加算分(地域の子育て力を高める取組)	【1事業実施】 2.2pt 【2事業実施】 3.0pt 【3事業実施】 3.7pt 【4事業実施】 4.5pt

センター型	基準点数
基本分	【5日型】 37.0pt 【6～7日型】 39.6pt
経過措置分 (小規模型指定施設)	【基本分】 12.9pt 【加算分】 6.8pt ※保健相談等加算

基本分	8.4pt
加算分 (地域の子育て力を高める取組)	2.2pt

※ いずれも1か所あたりの基準点数

(参考) 地域子育て支援拠点事業の概要

	ひろば型	センター型	
機能	常設のつどいの広場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域支援活動を実施	民営の児童館内で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組を実施
実施主体		市町村(特別区を含む。) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託も可)	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供 ②子育て等に関する相談・援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	①子育て親子の交流の場の提供 ②子育て等に関する相談・援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	①子育て親子の交流の場の提供 ②子育て等に関する相談・援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <p>・機能拡充型(別単価) 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動とひろばと一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施</p> <p>・出張ひろばの実施(加算) 常設のひろばを開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、出張ひろばを開設</p> <p>・地域の子育て力を高める取組の実施(加算) ①中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施 ②世代間や異年齢児童との交流の継続的な取組の実施 ③父親サークルの育成など父親のグループづくりを促進する継続的な取組の実施 ④公民館、街区公園、プレーパーク等の子育て親子が集まる場所に定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組の実施</p>	<p>①～④の事業の実施に加え、地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に向いた地域支援活動を実施</p> <p>・地域支援活動の実施 ①公民館や公園等地域に職員が出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施 ②地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される家庭への対応</p>	<p>①～④の事業を児童館の学齢児が来館する前の時間を活用し、子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施</p> <p>・地域の子育て力を高める取組の実施(加算) ひろばにおける中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</p>
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	保育士等(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童館の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	保育所、医療施設等で実施するほか、公共施設等で実施	児童館
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日 1日5時間以上	週5日以上 1日5時間以上	週3日以上 1日3時間以上

評価に対する基準点数表（案） その3（新規事業）

事業名	基準点数
子育て支援ネットワーク事業	13. 5pt(1市町村あたり)
子どもを守る地域ネットワークの機能強化 ・ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組	15. 0pt(1市町村あたり)
子どもの事故予防強化事業	<p>【基本分】3. 0pt(児童人口3000人未満) 5. 0pt(児童人口3000人以上1万人未満) 8. 0pt(児童人口1万人以上)</p> <p>【加算分】1. 0pt(事故予防検討会を開催した場合)</p>

評価に対する基準点数表（案） その4（児童ふれあい交流促進事業）

児童ふれあい交流促進事業については、その他創意工夫のある取組(児童人口配分)により実施。

(参考) 次世代育成支援人材養成事業

【趣旨等】

核家族化等により子育てに不安を持つ世帯の増加や地域・家族における子育て力の低下が認められること、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等の法定化などを内容とした改正児童福祉法が成立したことに伴い、子育て支援サービスの充実を図っていく必要がある中、地域力を活用した子育て支援の充実は重要であり、それを支える質の確保されたスタッフの養成研修を行う。



【事業内容】 次の1又は2のいずれかを実施する場合は3ポイント、いずれも実施する場合は6ポイントを配分

1 地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす者の養成

- (1) 子育て中の親のニーズの多様化と支援の意義
- (2) 子育て支援に関わる各施設との連携のあり方
- (3) リスクマネジメント(虐待対応(つなぎ)など)

などを中心として、コーディネーターとして必要な理解や知識などを得るための研修

2 地域で行われる子育て支援事業に参画する者の養成

- (1) 地域における子育て支援の必要性への理解
- (2) 保育の理解と援助

などを中心として、子育て支援に関する基本的な理解や知識などを得るための研修を行う。

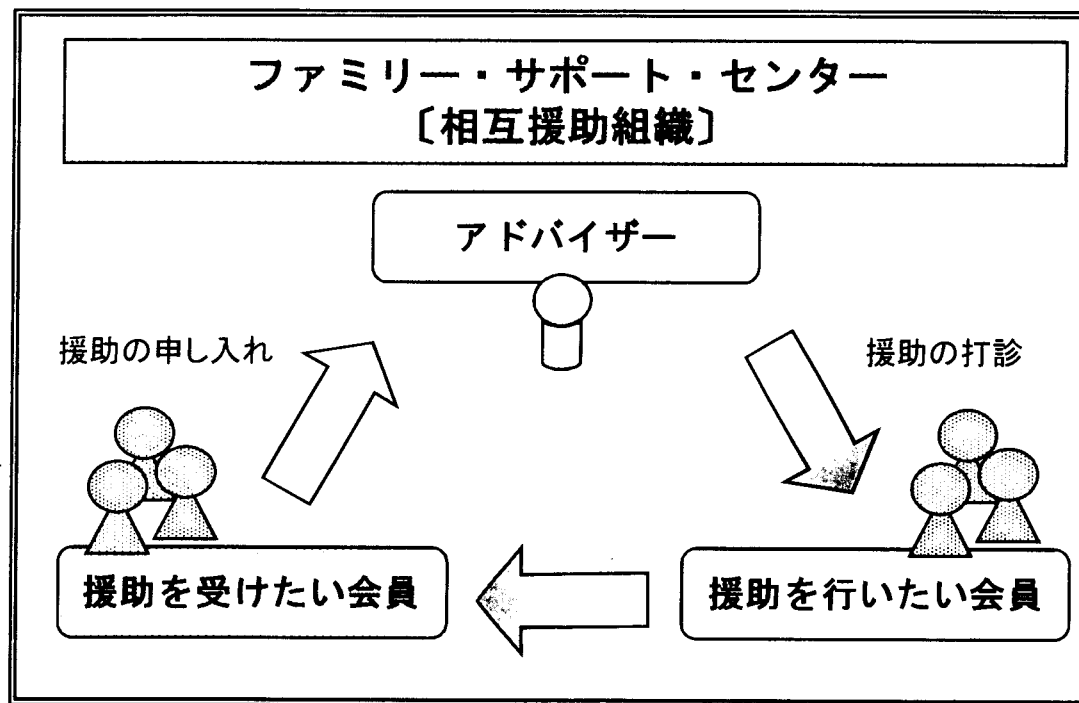
(事業例)

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、などにおける中核的担い手を支えるスタッフ養成



ファミリー・サポート・センター事業における 病児・病後児等預かり等の実施について

- 地域における病児・病後児の預かり等の対応を促進するため、平成21年度から、地域住民間の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業において、病児・病後児等の預かり事業を開始している（「病児・緊急対応強化事業」）。
- なお、平成17年度より実施していた「緊急サポートネットワーク事業」は廃止し、ファミリー・サポート・センター事業の病児・病後児等の預かりへの移行を促進する（移行期間（平成21年度・22年度）においては、国において円滑な移行のための事業（「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」）を実施。）



《平成21年度の実施状況》

- ファミリー・サポート・センター事業
実施数 599市区町村
- 病児・病後児等預かり事業
実施数 47市区町村